

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
1	保全・活用方針	御所谷ゾーンでは、復元された田んぼ・畑を中心にして里山的自然・景観を実現している象徴的な場所である。湿地面積も大きく手入れをしながら豊かな里山の生物多様性を育む場所とすべきである。		実施設計では、「保全・活用区域」の見直しにおいて、モニタリングの結果や市民等の活動結果、ならびに現状の土地利用等を最大限活かすこととし見直しました。
2	保全・活用方針	竹ヶ谷の森ゾーンでは、谷戸の景観と生態系がよく維持され、ホトケドジョウなどの水生生物も多い場所であり、現状を維持すべきである。		「保全・活用区域」については現状のままとし見直していません。
3	管理事務所	管理棟の間取り、東西南北の長さ、既存の物置2つとの位置関係、憩いの場として活動団体や利用団体、市民たちが頻繁に利用しているスペースの維持については、再検討が必要だ。	2	田畑の復元等保全活動の実態を踏まえ必要最小限の機能について整備することとしました。今後の保全活動状況に応じ、実施設計において策定した施設整備の見直しを行い、協議することとしました。
4	管理事務所	管理事務所について、位置、内部のレイアウト、機能につき市と市民の間で再協議求めます。		
5	管理事務所	管理棟の位置は住宅地側（基本設計案）の位置にしてほしい。A案だと子供の遊ぶスペースが住宅地寄りになるため、近隣に対し騒音を気遣う必要がある。広場への日当たりも悪くなる。		近隣の住環境への影響に配慮し、御所谷入口広場の南側への配置としました。（P9, 10参照）
6	管理事務所	管理棟には軒（固定式）がほしい、雨除けになる。集合解散時や打ち合わせ、また収穫祭などの広町の行事に関連した利用時に便利。	1	固定式の軒を整備します。 90cmと一部の軒先を150cmの軒を整備することとしました。（P14参照）
7	管理事務所	管理棟の集会スペースは24畳もいらないのでは。どのように利用するスペースなのか説明してほしい。		管理事務所の集会スペースは、市、管理運営組織等との会議スペースとしました。管理事務所の施設については、管理運営、保全活動に必要な施設であり現在の計画が必要最小限と考えました。 物置は既存の倉庫を移設し活用します。（P13, 14参照）
8	管理事務所	管理棟内の広い学習室の利用目的と、その利用頻度はどの様に考えているのか知りたい。そこを狭くして、物置の場所が確保できないのか？トイレもコンパクトに出来ないか？		
9	管理事務所	管理棟の集会スペースは土足利用できるように土間にしてほしい。多少の靴の汚れを気にせずに入りたい。（トイレも同様）	2	土足利用が出来る仕上げとしました。
10	管理事務所	管理棟に更衣室・シャワーなどは要らない。管理棟自体を最小限の機能だけの小型にしてほしい。		田畑の復元等保全活動の実態を踏まえると更衣室・シャワーは必要な機能であるため管理事務所に設置することとしました。
11	管理事務所	トイレの入口は防犯の観点から目隠しなしで。鍵は3歳くらいの子供が届かない高さにしてほしい（自分で入って間違っ閉じ込められてしまう可能性があるのだ）。		目隠しはしません。 鍵については、中から施錠してしまっても外から開閉できる仕様としました。
12	管理事務所	管理棟の意匠は周囲になじむように、民家風など。壁や屋根の仕様を写真にてアップしてほしい。		谷戸の景観に合った農的なデザインとしました。

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
13	管理事務所	管理棟が建つなら現在ある物置きはいらない。物を置くなら管理棟の中に置いて欲しい。この物置きは景観にまったくなじんでないのでとても不自然だと思う。	3	既存の倉庫については移設し活用します。配置については、広場から一段低い現状畑の横としました。管理事務所の配置については概ね既存倉庫の位置とし、谷戸景観に配慮した農的なデザインとしました。 (P15参照)
14	管理事務所	学習室に沢山の人が入れるように、椅子とテーブルは置かずに、下に座るように、利用形態を考えて欲しい。そうすれば大人から子どもまで、体格の違いも関係なく、沢山の人が入れる。		備品については、管理運営方針を検討する中で定めることとします。
15	管理事務所	厨房室を設置する。①収穫祭時に材料の下準備が出来る、②蕎麦・藍染・うどん等の教室、管理室に作る、ため。		厨房室は管理運営及び保全管理活動に必要な施設でないため整備しないこととしました。
16	管理事務所	更衣室はいらない。着替える人はいないため。		これまでの田畑の復元等保全活動の実態を踏まえると、更衣室は必要な機能であるため管理事務所に整備することとします。
17	管理事務所	展示コーナーはいらない。その分、学習・作業室を広くする。		廊下及び集会スペースの壁面を展示コーナーとします。
18	管理事務所	東面（学習・作業室）は、掃出しサッシは一本レール（雨戸式両サイドに戸袋）、折れ戸又シャッターにする。また、バリアフリーにする。（車椅子が入りやすい）作業し易い、道具の搬入しやすいため。		東側入口については保全管理活動状況に応じ検討することとしました。シャッターについては谷戸の景観に合った農的なデザインとそぐわないと判断し整備しません。バリアフリー対応としました。
19	管理事務所	屋根は一部ガラス張りにする（広い面積）。収穫物の乾燥する、節電になるため。		結露と直射日光が問題となるので、事務室には設けないこととしました。廊下部分に一部トップライトを整備し、採光を図ることとしました。
20	管理事務所	管理事務所のトイレ入口を、今の反対の屋外側にすれば、以下のような利点がある。①室内の廊下の両面が展示スペースとして使用可能。②屋外トイレ側と床の掃除は水洗いができるようになり、簡単になる。③スタッフ用の通路をトイレ側に設置(幅1. 2m)により学習室の幅も同じく1.2m拡張出来る。④ただし、トイレ清掃用のSK設置が必要。	1	屋間の利用状況が管理スペースから把握し易いこと、夜間の管理に支障があることからトイレは室内からの使用することとしました。
21	管理事務所	管理事務所のSK（掃除用流し）、給湯は屋外使用なのですか？管理が難しいのではありませんか？		SKについては、外の足洗い場を活用することとし整備しないこととしました。給湯については屋内への給水用の設備として整備することとしました。
22	管理事務所	管理棟は管理の中核施設として利用者と管理者が利用する場で、周囲の面積も必要であり、御所谷入口広場での設置が最適である。管理棟の外観は、里山の施設として自然にとけ込む外観、配置、植栽に配慮して欲しい。		管理事務所は御所谷入口広場の南側への配置としました。外観については、谷戸の景観にあった農的なデザインとしました。
23	管理事務所	規模・機能は必要・最小限の機能にとどめるべきであるが、ボランティア活動や来訪者のために会議室・更衣スペースは必要である。「なければならぬ機能」と「あった方がよい機能」を峻別し、後者は代替案を含め検討すべきである。 ①利用者のため、広町に関する図書・資料等を知らせる展示コーナー・棚を設ける。 ②レイアウトの細かい点、例えば、廊下をもう少し狭くし、会議室にもう少し多くの人が入るようにする等については、市民の意見も聴いて調整してほしい。		田畑の復元等保全活動の実態を踏まえ必要最小限の機能について整備することとしました。 ①廊下及び集会スペースの壁面を展示コーナーとしました。 ②今後の保全活動状況に応じ、実施設計において策定した施設整備の見直しを行い、協議することとしました。

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
24	園路	管理車両などが通行可能な散策路の一部を、入口広場から畑地の前へでなく、ストック池2の広場側へと変更願いたい。		園路①は、池②を迂回し、御所川に沿った配置へと変更しました。
25	園路	舗装は入口の駐車スペースまでにして、他は現状のまま残してほしい。車いすのために現状維持は難しいとしてもせめて準主導線や副導線(0.9m以下の舗装)に。また土舗装ではなく土壌改良とウッドチップなどで対応し、できるだけ手を加えないでほしい。		園路①については今後の維持管理の中で、管理用車両が通行可能な構造としました。景観に配慮し現地の土を使用する土系舗装としました。(P16参照)
26	園路	広場から田んぼに降りる道とその周辺は特に、広町の顔ともいうべき景観。舗装せず現状のままとしてほしい。(車いすへの対応については、住宅地側の川沿いの小路を利用するなどなんとかならないか)	2	宅地側の川沿いについては、道路勾配等が不適切のため、園路①は池②を迂回するルートへと変更しました。畑地、田んぼ横の道については制限するルートとしました。(P7参照)
27	園路	舗装や道幅の補正・除草はしないで、現状のままの自然を大切に確保してほしい。		各園路の幅員については、自然環境保全(貴重な植物・植物等)のため標準園路を確保できないときは、施工段階で園路の迂回・幅員の縮小等により対処することとしました。(P3参照)
28	園路	主導線の道幅が広すぎる。車いすを押して通れる幅1Mで充分だと思う。		園路①は、管路用車両の通行、ならびに「神奈川県みんなの街づくり条例」に基づき車椅子の通行と歩行者とのすれ違いが可能な幅員である2.0mとしました。(P3参照)
29	園路	御所川沿いのハンゲショウ群生地より奥の副動線を準動線に変更しましたが、介助者要の準動線にする必要があるとは思えません。なぜ準動線とするのか教えてください。		「御所川沿いのハンゲショウ群生地より奥の副動線」を園路③としました。(P4参照)
30	園路	竹ヶ谷の主動線の終点からウサギ山沿いの道を経て二本橋に至る道を準主動線としているが、これを制限するルートとする理由が判りません。これに対して、峯山沿いの道はこれよりも高く、乾燥しており、道の拡幅で十分に準主動線となりうるものです。両者の工事費用と安全性の比較をして説明してください。	2	「峯山沿いの道」は、山側斜面が急峻であり落石等の恐れがあることから、落石防止工事等防災工事が必要となります。また、谷側の路肩の侵食が見られることから、幅員確保のための土留めが必要となるため費用の増加が見込まれると判断しました。 「竹ヶ谷の主動線の終点からウサギ山沿いの道」は現状の湿地内を散策でき、道を整備することにより、湿地側の保水(道を高くして、遮水シートで仕切るため、湿地側に水がたまる)にも役立ち、湿地の保全・再生につながると判断しました。
31	園路	御所ヶ丘住宅地沿いの道を経て室ヶ谷入口に降りる道の先で、現在の道を廃路とする理由は何ですか。山側に新設の迂回路を設けるようですが、この費用と山林の破壊を考えた時に現在の道を整備して副動線とすることは比較されましたか。		現行ルートは、谷側の斜面勾配がきつく、路肩保護ならびに防護柵が必要となるため、山側に新設ルートを設定しました。
32	園路	二本橋からきはち窪へ向かう副動線で川側での土留(擬木)は一部必要であると考えますが、全域ではないと思います。さらに、その山側での落石防止は一層必要のないことと考えます。極力人工的なものは避けて欲しいし、膨大な工事費と環境破壊は抑えてもらいたいと思います。		開園するにあたり利用者の安全確保が必要であり、当該園路は山側の斜面勾配がきつく、路肩の保護ならびに落石防止網が必要となるため整備することとしました。

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
33	園路	サクラ広場からウサギ山への新設の副動線（迂回路）については、サクラの樹林地を新たに通る道となります。自然を荒らすことにはなりません。既存の道の整備では、副動線として危険ですか。		現行ルートは谷側の斜面勾配がきつく、路肩保護ならびに防護柵の整備が必要となります。このため、サクラ広場の中央を横断する新設ルートを設定しました。
34	園路	主動線等の名称は、基本構想、基本計画、基本設計のなかで使われ周知されている。「散策路 1・2・3」番号だけでは主動線なのか準主動線なのかわかりにくい。	1	公園施設については都市公園法に規定されている施設名称に改めました。 例：動線→園路、サイン計画→標識計画 (P1参照)
	園路	「ウルシ畑―墓場跡―二本橋」コースは、現状コースの維持を求めます。設計案のコースには反対であるが、理由をよく聞いた上で対処していきたい。		「現状コース」は、山側斜面が急峻であり落石等の恐れがあることから、落石防止工事等防災工事が必要となります。また、谷側の路肩の侵食が見られることから、幅員確保のための土留めが必要となるため費用の増加が見込まれると判断しました。 「設計案のコース」は現状の湿地内を散策でき、道を整備することにより、湿地側の保水(道を高くして、遮水シートで仕切るため、湿地側に水がたまる)にも役立ち、湿地の保全・再生につながると判断しました。
36	園路	準主動線は基本構想時より大幅に減って存在意義が低い。残った部分も車椅子利用を前提にした木道が多く環境負荷が大きい。準主動線は廃止し主動線・副動線に2分すべきである。副動線であっても、介添者がいれば通行可能な副動線もあり、ソフト面で対処したい。		湿地を横断し周遊する園路②について制限するルートに見直しました。 現状で園路②の機能を有する箇所について舗装しないこととしました。
37	園路	動線図では浄化センター用地を迂回して険しい谷を上下する非現実的な園路になっている。現在、事実上の園路になっている浄化センター尾根沿いの道を副動線とすべきである。		尾根沿いの既存の道を活用することとしました。 計画されていた園路③については制限するルートとしました。
38	くさり場	室ヶ谷からの入口、通称「洗い坂」は、クサリ場となっているが、現状の景観を損なわないよう、工事の際に配慮願いたい。		当該箇所は足場が悪く滑りやすいこと、また、表土が薄くロープを設置するための木杭の設置が困難であることから、鋼材の杭を用いたくさりの整備のみとしました。 工事の際は環境への影響に配慮することとしました。
39	くさり場	室ヶ谷からの洗い坂に鎖の必要性は全くないと思う。滑るならロープのてすりで充分。		
40	くさり場	洗い坂はクサリが必要なほどの急峻な坂ではありません。また、図にある1.0mのアンカーではクサリは利用できません。手すりの設置のほうがまだ有益です。		
41	くさり場	洗い坂の急坂では、階段脇に排水溝を設置しないと、階段が水で洗われ、長期間の使用ができなくなる。排水溝は不可欠。またその排水の。必要放流先も検討が必要。		
42	くさり場	室ヶ谷入口の斜面にクサリをつけるのも 反対です。クサリをつける事により返って 危険になりそうで不安です。景観もかなり損なわれます。		
43	防護柵	①浄化センター入口上の竹林からサクラ広場に向かう右側の防護柵、及び②二本橋からきはち窪への川側の防護柵は道の拡幅や川側の一部土留工事があれば必要ないと思いますが、如何でしょうか。		利用者の安全面に配慮し転落の恐れがある等必要箇所に整備することとしました。

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
44	木階段	丸太の階段は極力作らない。根っこの階段はそのままにしてほしい。階段にすると歩きにくい。こんなに階段が多いと大人でも足に負担がかかるはず。子供にはけがの原因になる。なんとしても階段の設置は最小限にしてほしい。やむを得ず階段を設置するところには、階段の脇に歩ける幅の階段のないスペースをとるとか、源氏山公園などの根っこの階段のように自然の根っこが階段状になっているところは絶対にそのまま生かしてほしい。	2	利用者の安全確保のため必要箇所に丸太階段を整備することとします。木の根が露出した箇所については、施工段階で園路の迂回・幅員の縮小等により対処します。 (P20参照)
45	木階段	高齢者にとっては階段の方が安全です。また、根っこ剥き出しの状態は放置すればやがて枯れ、土の浸食を一層進行させます。みんなが利用するところですから子供のためだけとはいきません。		
46	木階段	浄化センター入口に新設する丸太階段の段数表示がありませんのでご記入下さい。		設置段数を明示しました。(P7参照)
47	木階段	浄化センター入口から既成の丸太階段までに新設する丸太階段で段数の表示がありません。		設置段数を明示しました。(P7参照)
48	木階段	予定されている丸太階段はあまりに多過ぎに思います。自然に任せたカーブや斜面を失う事は最小限にしていきたいのです。	3	既存設置階段の寸法を参考とし必要段数を整備することとしました。
49	木階段	今散策路の会が広町の森の枯れ木やアオキ・イヌビワなどの木材を使って土留や木製階段を作っていますが、これらボランティア活動による散策路と実施設計での動線との関連性をどのように考えておられるのでしょうか。		既往活動団体により整備された箇所については、十分機能するものは活かし、新たに必要となる箇所について整備とすることとしました。
50	木階段	木道・木階段の設置は最小限にして欲しい。多少歩きにくい山道も自然の一部である。市の説明会でも、階段が多すぎるとの指摘があったが、たしかに階段が多過ぎると思われる。階段の横に、脇道をつければよいというわけではない。階段だらけの山にたくないのである。木道も同じくできるだけ少なくしてほしい。土のある道が最も自然にふさわしい。舗装についても、土を遮断するような舗装でなく、土の上を歩むという感覚が持てる道にするように要望する。広町の森はできるだけ自然のままに残し、人工的な工作物は最小限にしてほしい。従って、「木道・木階段の設置は最小限にして欲しい。多少歩きにくい山道も自然の一部である。」という要望に沿って、実施設計(案)を再検討し見直してほしい。		利用者の安全確保のため必要箇所に丸太階段を整備する。木の根が露出した箇所については、施工段階で園路の迂回・幅員の縮小等により対処します。 (P20参照) 湿地を横断し周遊する園路②を見直したことから、木道は整備しないこととしました。
51	土留め	入口から竹ヶ谷方向に向かう散策路(主動線)の東側(左側)にある湿地は、ホテルの主要な繁殖地の一つなので、土留め工法について、使用資材・工事時期をふくめ、協議したい。	1	コンクリートを用いない空石積みと変更し、土法面を残すことで自然環境に配慮することとしました。 土留め工事手順・方法については、施工段階で協議することとしました。 (P22参照)

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
52	護岸	広場周辺および御所川の土留め工事において、一部、ホタルや水生生物の生息環境に影響が出ることを懸念される。工事の際に、改めてご相談したい。	4	整備する区間を必要最小限度に留めました。工法については自然石を用い、コンクリートを用いない空積みとしました。 護岸工事手順・方法については、施工段階で協議することとしました。 (P22参照)
53	護岸	御所川の動線沿いの護岸石積について、工事に伴う浚渫で川底が単純化することは、これら水生生物の生息やその環境に過大な影響を与えます。護岸工事の工程・方法を示して欲しい。一度破壊されれば、その回復には何年もかかるか、時には回復しないこともあります。		
54	池	ストック池の水深について、全ての池に「－９００」と記入されているが、水深が一律である必要はない。御所谷の最下流に設ける池は、深さ９０センチでいいと思うが、他の池はそこで生息、繁殖する動植物に応じて、個別に定めるべきだ。	2	池については、保全活動団体から、その機能及び必要性の提案があり、整備するものです。 池②については整備しないこととし、池④のみ整備することとしました。 水深については、利用者の安全に配慮し最深で60cmとしました。 (P23、24参照)
55	池	ストック池の必要性について、この谷に池は必要ない。今迄溺水した事はないので何のための池なのか良く検討する必要があるのではないのでしょうか。管理も大変です。池を造ると逆に自然破壊を招くことになる。動植物は今の環境で生き延びてきています。又多くの子供たちが遊びに来て水に入り事故を招くことになりかねない。浅くては干上がり意味が無くなります。		
56	池	ストック池の計画では、大雨時の土砂の流入・堆積、またアオミドロのヘドロ化の堆積等が予想され、毎年1回、人力による底ざらい作業（かい掘り）が必要でした。ストック池では対策が予定されているのでしょうか。		数年に1回程度のかい掘りは必要と考えています。 また、今後の維持管理方針を検討する中で頻度について協議することとしました。
57	池	ストック池の水深60cmはどんな根拠でしょうか。基本設計ではヨシの繁殖を抑えるために深くすると説明されていました。特に根拠がなければ、もっと浅くてもいいと思います。		池については、池④を整備することとし、水深30cmで周囲を囲い、中央部を60cmとしました。水深を段階的に変化させることで、多様な自然環境を創出できます。また、子どもの侵入等安全面に配慮し、最深で60cmとしました。
58	池	ストック池の形状・深度が説明されたが、水深９００は、子供たちの安全上から、水深６００程度に見直し変更することを要望する。 葦などの生育のためという説明もあったが、必ずしも水深９００は必要ないとの意見もあるし、何よりも次世代の大事な子供たちが、安全に楽しく遊べるという環境が第一であるので、水深９００を水深６００程度にするよう計画を変更することを要望する。		
59	池	ストック池2の手前が主動線になったことで、今では広町で唯一になりつつあるガマの群生地が圧迫されています。池の面積縮小が必要と思います。	1	池②については、現状を活かし、池としては整備しないこととしました。 流量調整用の堰のみを整備します。
60	雨乞池	七里ガ浜の景観ゾーンでは、雨乞池は、景観、史跡、親水環境保全区域として、住民の関心が高い場所である。第１期工事として早急な復元を要望する。隣接する霊光寺側の池と一体となった景観、生態系の復元が望ましい。 ①2015年４月までで整備を実施して欲しい ②雨乞池の表面積が、霊光寺の1/2以下となっているが、妥当性を検討して欲しい ③水深900は、安全上も問題が有り、また、雨乞池の容積を大きくすることから、隣接する霊光寺側の池との水量按分の関係で、雨乞池の表面積が狭くなる結果を招いている要因にもなるので、水深900については見直しをしてほしい。		雨乞池の湿地では、規模を縮小して開放水面を整備することとしました。 ①平成27年当初開園までに整備することとしました。 ②計画面積は約300㎡であり基本設計における整備面積約1800㎡の1/6であるが、既存池と同じ水源を使用するため枯渇する恐れがあることから、整備面積を縮小しました。 ③雨乞池の湿地周辺の堆積物を除去することで、広い範囲で水辺環境が復元されると判断し、水深900については確保され则认为しました。

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
61	標識計画	盗掘による貴重種の減少は現在も続いており対策は急務である。盗掘は犯罪で処罰の対象になることを明記した警告を表示すべきである。 貴重種に限らず、鎌倉広町緑地は公有地であり、区域内のものを勝手に持ち出したり、植物等を許可なく伐採したりすることは禁止することは当然であり、今後は、ペナルティーを含めた管理の徹底を要望する。	1	掲示内容、箇所については今後の維持管理方針等を検討する中で決定することとしました。
62	標識計画	動植物の持ち込みは長年維持されてきた生態系を崩す物として、強い警告を表示すべきである。		
63	標識計画	看板等は景観に合うものにしてほしい。既存の立ち入り禁止柱は、高価な割に（設置も撤去も業者に依頼しなければならない）見た目が人工的すぎ、景観を損ねている。外部からの持ち込みではなく広町で伐採した木で作るなど、手作り感のあるものにする事で景観を保ってほしい（既存の方向指示柱のようなイメージ）。		現行の立入防止柱については、抑止機能があると考えられるため、必要箇所に同様のものを整備することとしました。 緑地の樹木の利用については、維持管理方針を検討する中で協議することとしました。（P28参照）
64	標識計画	立ち入り禁止区域の説明がほしい。どうして危険箇所とされているかわかるように示してほしい（がけ崩れの危険ありなど）。（広町を歩きながら説明していただける機会を作っていただいたり、管理棟の掲示板などに説明を貼ったりしてほしい。）		危険箇所への立入防止、環境負荷の低減等の観点から必要箇所に立入防止柱を整備することとしました。 禁止理由も併せて記載することとしました。（P28参照）
65	標識計画	立ち入り禁止区域看板をなるべく少なく抑えて、後は、管理事務所や掲示板等で、注意を呼びかけるようにしてほしい。 又、なぜ立ち入り禁止なのか、なぜ注意しなければならないのか、理由が明確に知らされていないと、災害時に園路が通れない時の逃げ道に使う可能性がある。		
66	標識計画	看板は木製の手作りの物がいい。		標識類は木製を使用することとしました。
67	標識計画	予定されている標識に、現在、散策路の会が設置している散策路地図相当の地図がありません。このような地図は、入り口以外は不要ということでしょうか。園内の道は迷いやすく、現在設置している30ヶ所程度の小地図は必要と思います。		各入口の案内板に、敷地全体の案内図を添付します。園路の誘導は、既存の方向指示柱と同様のデザインのものを必要箇所に整備することとしました。
68	標識計画	平成１６年の台風被害時の調査危険箇所だけでなく、あらためて危険箇所の調査を行い、人が接する可能性のある場所には対策を行うべきである。 今後、必要個所に立看板で明示すること等で対応してほしい。		既存の状況を踏まえ、対策が必要な箇所には必要な施設を整備することとしました。利用者の安全確保のため、園路の廃止や制限するルートの設定など、基本設計の見直し整備することとしました。
69	外周柵	山中の谷戸部で鉄線柵を整備するとしていますが、立入防止柱で可能ではないでしょうか。整備するその理由は何ですか。視覚的に人の立ち入りを禁止したい箇所を地図で示して欲しいです。		公園区域の明示及び区域外への立入防止を目的として整備することとしました。（P32参照）
70	外周柵	図ではどこに柵を設置するかわかりませんが、里山の斜面の草刈りをする時の障害物でしかありません。また、草刈りをしない場合、この柵はすぐに草で埋もれてしまいます。草刈りの障害にならないよう、これらフェンスの設置は中止して下さい。		

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
71	のり面保護施設	落石防護柵の前に樹木を植え、目隠しして見えないようにして欲しい。あれを見たら、一気にがっかりしてしまう。		落石防護柵は、落石を確実に捉えるという機能上から敷地境界付近に設置するため、前面に植樹することは出来ません。
72	のり面保護施設	地番で津542-1(畑)にのり面があるが、この部分だけ防御柵が外されているので今後の事を考慮し取り付けをお願いしたい。工事をするにあたり樹木の伐採をして頂きたい。		施設整備までの間に緑地の現状等が著しく変更した場合は、実施設計において策定した内容を見直し、再検討を行うこととしました。 樹木の伐採については、今後維持管理方針等を検討する中で決定します。
73	各入口	室ヶ谷入口の門扉は必要ない。たえず開放しているので無駄に思われる。	2	門扉は整備しないこととしました。 (P37参照)
74	各入口	広町の各入口に車1台分のスペースを確保してください。		基本構想から、利用者は徒歩及び自転車を利用し、利用者用駐車場を確保しないという方針があります。都市計画決定の際、駐車場を整備することとした際、主要道路から計画地までの間の道の両側に歩道を設けることなどの指導がある場合があることから、広町緑地については一般者向けの駐車場は整備しない方針で国や県と協議を行っています。 御所谷入口については、身障者用1台、維持管理用車両2台の計3台分、その他室ヶ谷以外の入口については維持管理用車両1台分のスペースを確保することとしました。 (P36-38参照)
75	保全・活用方針	御所谷ゾーンでは、復元された田んぼ・畑を中心にして里山的自然・景観を実現している象徴的な場所である。湿地面積も大きく手入れをしながら豊かな里山の生物多様性を育む場所とすべきである。		実施設計では、「保全・活用区域」の見直しにおいて、モニタリングの結果や市民等の活動結果、ならびに現状の土地利用等を最大限活かすこととし見直しました。
76	保全・活用方針	竹ヶ谷の森ゾーンでは、谷戸の景観と生態系がよく維持され、ホトケドジョウなどの水生生物も多い場所であり、現状を維持すべきである。		「保全・活用区域」については現状のままとし見直していません。
77	その他要望等	動線、園路、サイン計画、ワークショップといった日常生活で使われない、不適切な用語が用いられ、理解が進まない。解り易い用語に改めるべき。		公園施設については都市公園法に規定されている施設名称に改めました。 例：動線→園路、サイン計画→標識計画 (P1参照)
78	その他要望等	倉庫の裏や室が谷に向かうコースに放置されている廃材や人工物を撤去してほしい。		通行に支障となるものについては撤去等することとしました。
79	その他要望等	護岸予定の川の水質を管理してほしい(ときどき泡立ったりしているが、生活排水が入ったりしていないか管理してほしい)。	1	生活排水については、公共下水道への接続により解消するものと思われます。 水質の管理については、今後維持管理方針を検討するなかで検討することとしました。
80	その他要望等	広町で伐採された木は どうするのか？ ベンチ、机、看板、誘導サイン・規制サインの看板、外周柵、畑地との囲い、池の囲い、マルタの階段、などなど、沢山利用できるはず。持ち出さずに有効利用して欲しい。	1	樹林地等の保全管理方法を検討していくなかで間伐材の有効利用について検討することとしました。
81	その他要望等	みずき下の椅子やテーブルは設備の問題ではなく、あのテーブル・椅子自体に愛着がある。大切な憩いの場。大桜や大榎、大桐と並び、広町のシンボルの一つになっている。そのシンボルが無くなったり隠れたりするのは受け入れがたい。撤去や移動せずそのままにしてほしい	2	現状のスペースは確保しました。
82	その他要望等	施設の設置等を少なくする事を今からでも是非検討願いたい。水道、トイレ、空き地があれば浮浪者が入り込む可能性があります。		利用者の安全面に配慮し、管理運営、維持管理・保全活動に必要な最小限の施設を整備することとしました。 管理事務所については日中は管理者が常駐し、夜間は施錠し利用できないこととしました。

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
83	その他要望等	子ども達の意見で最も多かったのが「木を切らないでほしい」「そのまま何もしなくていい」「虫、鳥が減るのはいやだ」でした。子ども達の意見は単純ですが公園化にあたり最も大切な事を言っていると思います。	5	鎌倉広町緑地は都市林（主として動植物の生育地または生息地である樹林地等の保護を目的とした都市公園）として保全を図ることとし、施設整備についても利用者の安全面に配慮し必要最低限の整備を行うこととしました。 園路（主動線、準主動線）については今後の維持管理、保全活動を行うにあたり必要であるため整備することとしました。
84	その他要望等	整備されてないお山（広町緑地）は貴重ではないでしょうか？例えば、木段がある意味は別なところかと思いますが、子ども達は木段がなくても、上手に上ったり、下ったり。池も山道もそのまま残して欲しいです。		
85	その他要望等	デザインの、経済的とありますが、実際の実施設計(案)は手を加えすぎる事による景観の悪化、工事費増となっている。また、第2種風致地区の指定地となっており、手つかずの自然景観が残された地区に、なぜ人工物であるフェンス、ストック池などの設置が必要なのか？？再考が必要だと思います。		
86	その他要望等	なるべく階段や護岸など人工の手を加えずにして欲しい。関係車両の土舗装もなぜ必要なのでしょう？どうかひとつでも多く、今のままの広町を残していただけたら幸いです。		
87	その他要望等	壁はコンパネ下地にシナベニヤ3尺角目剥かし仕上げとする。床より4尺のところに受け材を作成する。3尺ごとに受け材をつける。壁の強化・受け材は荷物掛け、展示物を掛けるため。		荷物掛け等備品については管理運営方針を検討する中で定めることとしました。 展示物はピクチャーレールを整備することとしました。
88	その他要望等	天井はオープン（梁）とする。梁材に道具を乗せるため。		頭上への落下等安全面で支障となるので、梁を道具置き等不使用しないこととしました。
89	その他要望等	再度の現場での説明会を含めた設計変更を今後のスケジュールの中に組み込むようお願いします。設計変更の余地を大きく残していただくことを切望いたします。		開園までの間に緑地の現状等が著しく改変した場合は、実施設計において策定した施設整備を見直し、再検討を行うものとししました。
90	その他要望等	ビューポイントとしての場所を考慮し、ト動線整備のきめ細かいレベル、樹木の高さ、配置等を検討して行くべきだと思います。		現状から大きく土地を改変させずに整備することとしました。
91	その他要望等	H27年の開園以降も、継続的な整備や維持管理が必要。		開園までの課題として、実際に保全活動を行い、現地を熟知している方々を中心とし、近隣住民等からの意見を踏まえ定めていくこととしました。
92	その他要望等	「今後の保全管理方法と市民による自立した管理運営組織のあり方」については、市と市民間で再協議、検討し、今後の方向を構築して行ってほしい。		
93	園路	主導線が畑の前を通り、真ん中あたりで左折し、御所川の散策路に出る計画になっています。すでに畑の作業を行う上での問題点やタコノアシの保全の問題点から変更するよう意見が出ていますが、風景の保全という観点からも現在の案を修正していただくようお願いします。		
94	その他要望等	工事での環境影響評価はされたのでしょうか。		「都市林」は環境影響評価法上評価対象外のため実施していません。 工法を検討するにあたり、自然環境への影響を考慮し選定を行いました。

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
95	その他要望等	倉庫を移設する場合、畑地の一部を堆肥場にせざるを得ません。この場合、小型トラック（ダンプ）が倉庫正面および堆肥場まで達することが出来るように、道幅と橋（またはヒューム管埋設）の確保をお願いしたい。		園路①(主動線)を、倉庫脇まで整備することとしました。
96	その他要望等	提案――井戸の設置。非常時の給水目的に井戸を数か所設置する。		維持管理上支障となるため整備しないこととしました。
97	その他要望等	環境目標の設定は、国・県・市・市民・地域住民・専門家・有識者の意見を集約して欲しい。古都鎌倉で、世界に発信できるSATOYAMA里山環境の景観・生態系を育む緑地として保全・活用すべきである。 環境目標の設定に当たっては、市民・地域住民・専門家・有識者の意見を集約すべきであり、一部の市民だけ、いわゆる維持作業のグループだけが関与するという形にならないように、特に要望する。		基本構想・基本計画において定めた環境目標を基本としています。
98	その他要望等	基本構想・基本計画で提案された都市林計画図によるＡＢＣ区分が基本設計では欠落している。区分は保全活動の指針となっており、区分の維持と、変更する場合の根拠を明確にすべきである。 ＡＢＣ区分については、今回の実施設計（案）の中に表示されている。 今後、区分を変更する場合、広く市民の合意形成すること、特に要望する。		保全活用区域図においてABC区分を明確にしました（P2参照） 現状の土地利用状況を踏まえ「樹林地・湿地の保全・活用方針区域」を見直した箇所については、市民からの意見を反映させました。（P1参照）
99	その他要望等	犬の散歩は、放し飼いによる畏怖、ふんもの未処理による弊害が出ている。犬の散歩を禁止している横浜舞岡公園の例もあり、厳しい規制が必要である。 関連して、犬の散歩（勿論、リード付きであるが）を一部許容するのであれば、周回する範囲を限定する、例えば主動線あるいは準主動線だけに範囲を限定する（副動線は立ち入らない）ことも必要と思われるので、検討してほしい。		ルールについては今後の維持管理方針等を検討する中で決定することとしました。
100	その他要望等	計画の市職員３名の常駐は批判が多い。従来の公園管理規準にとられることなく、市民との協働体制も踏まえた都市林の新しい管理方法を定めた上で人員計画を立てるべきである。市職員が常駐の場合も単なる事務屋さんではなく、自然保護・公園管理の専門家を配置し、保全管理活動を立案・指示・サポートできるようにすべきである。 「市民との協働体勢も踏まえた都市林の新しい管理方法を定める」ことが重要であり、今後の市の取り組みを要望する。 実施設計（案）の３５頁で「今後の保全管理方法と市民等による自立した管理運営組織のあり方について」を述べ、今後の市の姿勢を示されたことは高く評価される。		常駐する人数等については、現段階で確定しているものではありません。緑地全体の保全管理方針及び運営体制を確定する中で検討することとしました。
101	その他要望等	管理者・身障者用の最小限の駐車スペースを確保する。一般来園者については駐車場がないこと、モノレール・江ノ電・バスでも来園できる等の広報を徹底すべきである。		基本構想から、利用者は徒歩及び自転車を利用し、利用者用駐車場を確保しないという方針があります。都市計画決定の際、駐車場を整備することとした際、主要道路から計画地までの間の道の両側に歩道を設けることなどの指導がある場合があることから、広町緑地については一般者向けの駐車場は整備しない方針で国や県と協議を行っています。 御所谷入口については、身障者用1台、維持管理用車両2台の計3台分、その他室ヶ谷以外の入口については維持管理用車両1台分のスペースを確保することとしました。このため、自家用車で来園しないよう呼びかける予定です。

	項目	意見の概要	同様意見 (件)	対応方針
102	その他要望等	トイレは管理棟以外に計画されていない。浄化センタートイレを公園共用として整備・運用すべきである。 利用者に分かるように、園内のトイレ箇所の明示（当面、管理棟、浄化センター）を併せて要望する。		浄化センターのトイレについては、公園施設として位置付けることはできませんが、日中の利用は可能となっています。（8:30～17:00）
103	その他要望等	東日本大震災レベルの津波発生時には、七里ガ浜、腰越、津地区は水没する可能性が高い場所があり。緊急避難場所として緑地の尾根が生命線となる。尾根への傾斜はほとんどの場所で急峻のため老人・子供の避難は困難なことが予想され、動線外であっても、緊急避難経路と尾根道の整備を要望する。 2011. 3. 11震災以降の新しい情勢であるので、市の津波ハザードマップができた段階で、市の関係部局が横断的に十分対応策を検討し、実施に移すことを強く要望する。		津波等災害発生時には、従前に利用されていた道や樹林管理等に使用されている通路等を避難地への経路として通行することは妨げるものではなく、また、どこからでも避難が可能となるよう、その周辺にロープ柵等必要最低限の整備することとしました。
104	その他要望等	都市の自然を保護する新しい公園モデルである「都市林」として、「通常の公園と比べると多少は使い勝手が悪くとも」、市民が守った自然を市民が育み、より豊かな生物多様性を実現する公園を構築したい。 この活動を通じてCOP10で世界に発信した生物多様性の充実、申請が動き出した鎌倉市の世界遺産への登録へ寄与できるような緑地にしたい。 都市林公園の構築・整備に当たっては、従来の公園の視点「人間主・自然従」ではなく、新しい都市林公園の視点「自然主・人間従」へ転換し、より豊かな生物多様性のある公園を実現したい。 自然保護と人間の利便性とが相矛盾するときには、「都市林」の原点に立ち返って、できるだけ自然保護を利便性より優先する必要もある。 鎌倉広町緑地を新しい公園モデル・都市林公園として構築・整備するため、市民と市とが手を携え、協働して進めていく体制づくりに、当会も協力するが、市としての施策推進を要望したい。		基本構想・基本計画における基本理念、基本方針に基づいています。 施設整備については利用者の安全面に配慮し必要最低限の整備を行うこととしました。
105	その他要望等	実施計画（案）では、「平成27年度当初の開園に向け、・・・樹林地等の保全管理方法や開園後に公園を運営する市民等による自立した組織のあり方等をついての検討を行う必要がある。」と述べているが、これに賛成である。 そのため、準備会等を立上げ、市が「市民等による自立した管理運営組織の構築」に向けて、施策を推進されることについては、当会は支持し支援したい。 当会は、広町緑地の保全の達成のため、広く市民の協力を得ながら20数年にわたり運動を進めてきたが、今後共、広町緑地周辺の地域住民を代表する組織として、準備会・検討会等にも参加し、広町緑地の都市林構築と、その管理・運営に全面的に協力する方針である。 今後、鎌倉市として、最大の利害関係者である地域住民含めて、広く市民との緊密な協力関係を築きつつ、鎌倉広町緑地が全国の範となる都市林公園となるように、施策を推進されることを、当会は強く要望する。		開園までの課題として、実際に保全活動を行い、現地を熟知している方々を中心とし、近隣住民等からの意見を踏まえ定めていくこととしました。